

手指衛生キャンペーン実施のお知らせ

この号の内容

- 1 手指衛生キャンペーン実施のお知らせ
- 2 手指衛生について

当院では7月1日～7月31日の1ヶ月間に手指衛生を推奨するキャンペーンを実施します。キャンペーン期間は感染管理室の職員や感染管理リンクナースにより、全職種を対象に必要なタイミングに手指衛生が確実に実施されているか目視にて確認します。このキャンペーンは当院での全職種を対象とした手指衛生回数が、宮城県内の同規模病院と比較して少ないことが判明したことより、実施が決定しました。今後当院での取り組みとして、①個人用手指消毒薬の携帯確認、②全職員に正しい手指衛生方法の方法やタイミングについての周知の2点を行い、同規模病院と比較して手指衛生回数が見劣りしない様に努めて行きます。

一般的に病院職員の手指は患者や患者が使用した物品との接触機会が多いため、病原微生物の伝播媒介者となりやすいと考えられています。そのため患者への院内感染を防ぐ観点より、手指衛生実施が奨励されていますが、職員個人を病原性微生物より守る意味でも手指衛生は重要です。また病院職員に伝播した病原微生物は、職員家族にも伝播するのが既に知られています。今回のキャンペーンにより、手指衛生の意味を考えていただき、習慣づけの助けになればと考えております。

～アルコールによる手指衛生のモデル例～



医師や看護師以外の職種
の手指衛生のタイミング
について

病院には医師や看護師以外にもコメディカルスタッフや医療クラーク、警備員等様々な職種が勤務しています。これらの職種は直接患者に接する機会が少なく、手指衛生が必要なタイミングが不明確なもの事実です。感染管理室ではパソコン、車イス等の病院の備品に触れる前や休憩時間での飲食前に手指衛生を実施する事を推奨します。また昨年度は当院の事務職員間でインフルエンザが多発したことより、患者が立ち入らない場所で勤務している職種においても上記のタイミングの手指衛生が必要と考えています。

手指衛生について

手指衛生の概念は 19 世紀初頭に出現したと考えられています。現在確認できる手指衛生に関する報告は、フランスの薬剤師が 1829 年に伝染病を担当する医師や他のスタッフに塩素化合物溶液に手指を浸すことの有用性についての報告であると言われております。* この報告の特筆すべき点は細菌という微生物の発見以前に手指衛生の有用性を報告であることです。しかし残念ながら現在では塩素化合物を用いた消毒は、残留塩素の問題や生体毒性等より推奨されておりません。現在一般的な手指衛生方法として広く知られているのは石鹸と流水を用いた手洗いです。医療現場では手指衛生を必要とするタイミングで手洗い場まで行く必要があるなど、運用上の問題がある点が指摘されています。そこでアメリカ疾病予防管理センター（CDC）は医療現場に対し、特に手指が目に見えて汚れていない場合はアルコールを用いた手指衛生を推奨しております。アルコール消毒薬は携帯性に優れるため、手洗い場が遠い場所での実施は不可能と考えられていた、WHO が定める「手指衛生の 5 つのタイミング」での手指衛生が可能となりました。手指衛生は抗菌薬が無効な薬剤耐性菌にも有効であるため、薬剤耐性菌アウトブレイク予防の観点からも非常に重要であると考えられています。「手指衛生の 5 つのタイミング」の詳細については下のイラストやポケットマニュアルを参照してください。

時折、アルコール消毒薬を用いることに対する手荒れ等の皮膚トラブルを懸念する相談を受けることがありますが、当院採用の手指消毒薬には保湿剤が配合されていますので、手荒れ等の皮膚トラブルは少ないと考えております。手が汚れている場合や傷がある場合を除きアルコールを用いた積極的な手指衛生をお願いします。

WHO が推奨する 「手指衛生の 5 つのタイミング」

